

爆音・暴走

許しません！

## 暴走族根絶条例施行

「福島県暴走族根絶条例」とは

暴走族等根絶のための4本柱

- ◆暴走族を許さない社会環境づくり
- ◆少年の健全育成

- ◆暴走行為等の防止
- ◆暴走族への加入防止と脱退の促進

## 福島県暴走族等根絶条例の概要

## ◎ 責務規定

- 県の責務
  - ・ 暴走族等根絶に関する総合的な施策の策定と実施
  - ・ 市町村に対する必要な支援
- 県民の責務
  - ・ 県の施策への協力
  - ・ 警察への暴走族等に関する情報の提供
- 保護者の責務
  - ・ 暴走行為に参加させない措置
  - ・ 暴走族への加入の防止
  - ・ 暴走族からの脱退の促進
- 学校、職場等関係者の責務
  - ・ 県の施策への協力
  - ・ 相互に連携し暴走行為を防止
- 事業者の責務
  - ・ 県の施策への協力
  - ・ 暴走行為を助長する特定事業活動の自粛
- 公共の場所の管理者の責務
  - ・ 県の施策への協力
  - ・ 暴走行為等の事前防止の措置
- 施策規定
  - 基本方針の策定と公表
    - ・ 施策推進のための基本方針の策定と公表
  - 関係機関等との連携の強化
    - ・ 国、市町村その他の関係機関等との連携強化
  - 情報の提供等
    - ・ 関係者等への情報提供と必要な支援
  - 少年及び保護者への支援
    - ・ 加入防止及び脱退促進のための相談業務等の必要な支援

## ◎ 禁止規定

- 暴走行為を行う目的での場合の禁止
  - ・ 暴走行為を行う目的で、自動車等を準備するなどしての公共の場所への集合禁止
- 威勢を示す行為の禁止
  - ・ 公共の場所で、集団で、暴走族等を誇示する文字、図形等を表示した衣服等を着用する等により暴走族であることの威勢を示す行為の禁止
- あおり行為の禁止
  - ・ 公共の場所において、声援、拍手等の身振り、のぼり、鉄パイプ等を振り、又は爆竹、花火等を使用すること等による暴走行為をあおる行為の禁止
  - 【10万円以下の罰金】
- 深夜における空ぶかしの禁止
  - ・ 公共の場所において、深夜に、正当な理由なく、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせる方法での空ぶかしの禁止
  - 【20万円以下の罰金】
- 暴走族への加入の勧誘等の禁止
  - ・ 少年に対する、暴走族への加入の勧誘、暴走族からの脱退妨害、及び暴走行為の勧誘等の禁止
  - 【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】
- 暴走族加入少年に対する金品等の供与の要求等の禁止
  - ・ 暴走族の存続助長、暴走行為を容認する対償として金品、役務の提供の要求、約束等をすることの禁止
  - 【6月以下の懲役又は50万円以下の罰金】



## 問い合わせ先

〒 960-8686 福島県福島市杉木町 2-16  
福島県警察本部交通部交通指導課 暴走族対策室  
電話 024-522-2151 (代)  
県警ホームページ アドレス…<http://www.police.pref.fukushima.jp/>



終戦当時の海外引揚者の方々へ

## — 通貨・証券などを返ししています —

税関では、海外からの引き上げの際お預かりした次の通貨・証券などを返しています。

- 終戦後、外地から引揚げてこられた方が、上陸地の税関、海運局に預けられた通貨・証券など
- 外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち日本に送還されたもの

返還の申し出は、預けられた方ご本人はもとより、ご家族の方でも結構です。お心あたりの方は、次のところへお問い合わせ下さい。

**小名浜税関支署 電話 0246(92)5151**

(〒 971-8101 いわき市小名浜字辰巳町 38-2)

**小名浜税関支署相馬出張所 電話 0244(38)6130**

(〒 976-0022 相馬市尾浜字札ノ沢 10-1)

**小名浜税関支署福島空港出張所 電話 0247(57)1133**

(〒 963-6304 石川郡玉川村大字北須賀福島空港旅客ターミナルビル内)

平成16年度日本語教室支援事業「日本語学習支援ボランティア養成講座」

## 「はじめての日本語の教え方」開催要綱

1. 趣旨：地域で暮らす外国出身者にとって、日本語を理解することは安定した生活する上で大切な手段のひとつである。現在、県内には日本語教室が現在34箇所であるが、遠い地域から教室に通う外国出身者がいるなど、その数は十分とは言えない状態にある。このため、地域で暮らす外国人の日本語学習の支援を行なうボランティアを養成することで、日本語教室開設の環境整備を図るものとする。
2. 主催：財団法人福島県国際交流協会・川内村教育委員会
3. 日時：平成16年9月11日(土)～12日(日)の2日間(各日とも9:30～16:00)
4. 場所：川内村公民館 2階大ホール
5. 講師：原しのぶさん(日本語教師)
6. 参加者：在住外国人の日本語学習支援活動を考えている県民 30名
7. 内容：日本語支援活動に関わる初心者向けの講座
  - ① 日本語教育と国語教育の違い
  - ② 日本語教法の基礎(コミュニケーションを重視した教法を中心)
  - ③ 日本語学習支援ボランティアの心構え 等々
8. 参加費：3,000円(2日間)
9. 川内村村民は無料・福島県国際交流協会賛助会員の方は1,500円割引